

悪臭防止のしおり

令和7年4月
石川県

1 法の目的

悪臭防止法は、規制地域内におけるすべての工場、事業場から発生する悪臭の排出を規制することによって、生活環境を保全し、住民の健康を保護することを目的としています。

2 規制地域

石川県では、全ての市町（19市町）において知事又は市長が規制地域を定めています。具体的な規制地域の範囲については、各市町環境担当課へお尋ねください。

表－1 規制地域の指定状況

市町名（旧市町村名）	規制地域の範囲	規制地域の区分
金沢市	用途地域(工業専用地域を除く。)及び市街化調整区域(山間部を除く。)	A、B地域
七尾市	(七尾市) 集落とその周辺	B地域
	(田鶴浜町) 集落とその周辺	
	(中島町) 集落とその周辺	
	(能登島町) 集落とその周辺	
小松市	用途地域(工業専用地域を除く。)	
輪島市	(輪島市) 河井、鳳至、大屋、河原田、塚田及び稲舟地区を中心とした地域	
	(門前町) 門前、諸岡・黒島、阿岸及び仁岸地区を中心とした地域	
珠洲市	宝立、上戸、飯田、若山、野々江、正院、蛸島及び三崎地区を中心とした地域	
加賀市	(加賀市) 用途地域及び塩屋、橋立、南郷地区の集落とその周辺を含む。	
	(山中町) 温泉地区、河南地区及び西谷地区(一部)を中心とした地域	
羽咋市	集落とその周辺	
かほく市	全域(山間部を除く。)	
白山市	(松任市) 全域	
	(美川町) 全域	
	(鶴来町) 全域(山間部を除く。)	
能美市	(根上町) 用途地域	
	(寺井町) 用途地域、牛島地区の集落とその周辺及び寺井高校周辺を含む。	
	(辰口町) 宮竹、岩内、辰口、徳久、和気及び緑が丘地区を中心とした地域	
野々市市	用途地域及び市街化調整区域	A、B地域
川北町	集落とその周辺	B地域
津幡町	全域(山間部を除く。)	
内灘町	用途地域、市街化調整区域及び河北潟干拓地	A、B地域
志賀町	(富来町) 集落とその周辺	B地域
	(志賀町) 集落とその周辺	
宝達志水町	(志雄町) 全域	
	(押水町) 全域(山間部を除く。)	
中能登町	(鳥屋町) 集落とその周辺	
	(鹿島町) 集落とその周辺	
	(鹿西町) 集落とその周辺	
穴水町	用途地域並びに来迎寺、由比ヶ丘及び内浦地区を中心とした地域	
能登町	(能都町) 鶴川、七見、宇出津、真脇及び姫地区を中心とした地域	
	(柳田村) 柳田、小間生、中斉・神和住、上町、合鹿地区を中心とした地域	
	(内浦町) 集落とその周辺(山間部を除く。)	

※旧市町村名は、平成16年度、平成17年度の市町村合併前の市町村名

なお、規制地域は平成24年4月1日から施行された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、各市においては各市長が、各町においては知事が定めています。

3 特定悪臭物質とその規制基準

特定悪臭物質とは、不快なおい原因となり、生活環境をそこなうおそれのある 22 物質のことです。工場・事業場での規制基準は、6 段階臭気強度表示法（4 頁参照）で示される臭気強度で A 地域が「2.5」に、B 地域が「3.0」に相当する濃度です。

表－2 工場・事業場の敷地境界線における規制基準

適用地域 特定悪臭物質の種類	A 地 域 (金沢市、野々市市及び河北郡内灘町の一部)	B 地 域 (金沢市、野々市市及び河北郡内灘町の一部並びにその他の市町)
1 アンモニア	大気中の濃度が 1 ppm 以下	大気中の濃度が 2 ppm 以下
2 メチルメルカプタン	0.002 ppm 以下	0.004 ppm 以下
3 硫化水素	0.02 ppm 以下	0.06 ppm 以下
4 硫化メチル	0.01 ppm 以下	0.05 ppm 以下
5 二硫化メチル	0.009 ppm 以下	0.03 ppm 以下
6 トリメチルアミン	0.005 ppm 以下	0.02 ppm 以下
7 アセトアルデヒド	0.05 ppm 以下	0.1 ppm 以下
8 プロピオンアルデヒド	0.05 ppm 以下	0.1 ppm 以下
9 ノルマルブチルアルデヒド	0.009 ppm 以下	0.03 ppm 以下
10 イソブチルアルデヒド	0.02 ppm 以下	0.07 ppm 以下
11 ノルマルバレールアルデヒド	0.009 ppm 以下	0.02 ppm 以下
12 イソバレールアルデヒド	0.003 ppm 以下	0.006 ppm 以下
13 イソブタノール	0.9 ppm 以下	4 ppm 以下
14 酢酸エチル	3 ppm 以下	7 ppm 以下
15 メチルイソブチルケトン	1 ppm 以下	3 ppm 以下
16 トルエン	10 ppm 以下	30 ppm 以下
17 スチレン	0.4 ppm 以下	0.8 ppm 以下
18 キシレン	1 ppm 以下	2 ppm 以下
19 プロピオン酸	0.03 ppm 以下	0.07 ppm 以下
20 ノルマル酪酸	0.001 ppm 以下	0.002 ppm 以下
21 ノルマル吉草酸	0.0009 ppm 以下	0.002 ppm 以下
22 イソ吉草酸	0.001 ppm 以下	0.004 ppm 以下

表－3 工場・事業場の煙突その他の気体排出口における規制基準

特定悪臭物質の種類	流 量 の 許 容 限 度
アンモニア	$q=0.108 \times He^2 \cdot Cm$ この式において q、He 及び Cm はそれぞれ次の値を表すものとする。 q : 流量(単位:温度零度、圧力 1 気圧の状態に換算した立方メートル毎時) He : 悪臭防止法施行規則(昭和 47 年総理府令第 39 号)第 3 条第 2 項に定める方法により補正された排出口の高さ(単位:メートル) Cm : 表－2 の規制基準として定められた値(単位:百万分率) 補正された排出口の高さ(He)が 5 メートル未満となる場合については、この式は適用しないものとする。
硫化水素	
トリメチルアミン	
プロピオンアルデヒド	
ノルマルブチルアルデヒド	
イソブチルアルデヒド	
ノルマルバレールアルデヒド	
イソバレールアルデヒド	
イソブタノール	
酢酸エチル	
メチルイソブチルケトン	
トルエン	
キシレン	

表－4 工場・事業場から敷地外に排出される排水における規制基準

適用地域 特定悪臭物質の種類	規制基準 (排出量に応じた区分で、排水 1 リットル中のミリグラム)					
	A 地 域 (金沢市、野々市市及び河北郡内灘町の一部)			B 地 域 (金沢市、野々市市及び河北郡内灘町の一部並びにその他の市町の規制地域)		
	0.001m³/秒以下の場合	0.001m³/秒を超え 0.1m³/秒以下の場合	0.1m³/秒を超える場合	0.001m³/秒以下の場合	0.001m³/秒を超え 0.1m³/秒以下の場合	0.1m³/秒を超える場合
メチルメルカプタン	0.03	0.007	0.002	0.06	0.01	0.003
硫化水素	0.1	0.02	0.005	0.3	0.07	0.02
硫化メチル	0.3	0.07	0.01	2	0.3	0.07
二硫化メチル	0.6	0.1	0.03	2	0.4	0.09

4 事故時の措置（法第10条）

規制地域（表－1）内にあるすべての工場・事業場の設置者は、悪臭発生を伴う事故時には応急措置を講じ、復旧するとともに、直ちに市町長へ通報しなければなりません。また、市町長は悪臭原因物質の排出防止のため、応急措置を講ずるよう命ずることができます。

◎ 工場又は事業場においては、有害化学物質※の大規模拡散や流出などの起きてはならない最悪の事態に備え、日頃から、適正管理や漏えい等に対する応急措置を講ずる体制を構築しておいて下さい。
 [石川県強靱化計画（推進方針）H28.3]

※有害化学物質：PRTR法届出対象物質など、環境関連法令において、事故時における応急措置や通報・届出が義務化されているもの。

5 行政処分と罰則

悪臭防止法では、規制の対象となる施設や工場・事業場の種類などを特定していません。規制地域内のすべての工場、事業場が対象となります。

ただし、建設工事の作業現場、移動発生源（自動車、船舶等）は規制の対象になりません。

(1) 改善勧告（法第8条第1項）

規制基準に適合せず、不快なにおいにより住民の生活環境が損なわれているとき市町長は、施設の改善等、悪臭原因物の排出を減少させるための措置をとるよう勧告します。

(2) 改善命令（法第8条第2項）

改善勧告に従わないとき市町長は、勧告内容の措置をとるよう命令します（新たに規制地域となった地域については、1年間、改善命令の発出が猶予されます）。改善命令に従わないときは1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。

6 特定悪臭物質と主要発生源

表－5 特定悪臭物質と主要発生源

特定悪臭物質	臭気の種類	主要発生源事業場
アンモニア	し尿のようなにおい	畜産農業、鶏糞乾燥場、複合肥料製造業、でん粉製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎのようなにおい	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化水素	腐った卵のようなにおい	畜産農業、クラフトパルプ製造業、でん粉製造業、セロファン製造業、レーヨン製造業、化製場、魚腸骨処理場、フェザー処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
硫化メチル 二硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	クラフトパルプ製造業、化製場、魚腸骨処理場、ごみ処理場、し尿処理場、下水処理場等
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	畜産農業、複合肥料製造業、化製場、魚腸骨処理場、水産かん詰製造業等
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさいにおい	アセトアルデヒド製造工場、酢酸ビニル製造工場、たばこ製造工場、複合肥料製造業、魚腸骨処理場等
プロピオンアルデヒド ノルマルブチルアルデヒド イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、印刷工場、魚腸骨処理場、油脂系食料品製造工場、輸送用機械器具製造工場等
ノルマルバレールアルデヒド イソバレールアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	
酢酸エチル メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工場、その他の金属製品製造工場、自動車修理工場、木工工場、繊維工場、その他の機械製造工場、印刷工場、輸送用機械器具製造工場、鋳物工場等
トルエン キシレン	ガソリンのようなにおい	
スチレン	都市ガスのようなにおい	スチレン製造工場、ポリスチレン製造・加工工場、SBR製造工場、FRP製品製造工場、化粧合板製造工場等
プロピオン酸	刺激的な酸っぱいにおい	油脂製造工場、染色工場、畜産農業、化製場、でん粉製造工場等
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	
ノルマル吉草酸 イソ吉草酸	むれた靴下のようなにおい	畜産農業、化製場、魚腸骨処理場、鶏糞乾燥場、畜産食料品製造工場、でん粉製造工場、し尿処理場、廃棄物処分場等

7 悪臭防止方法

脱臭方法としては、以下に示した方法が挙げられます。臭気発生源を極力密閉化し、高濃度、少風量の臭気を漏れなく脱臭装置へ送ることが大切です。

物理的方法	水洗方式	水、活性炭懸濁液
	吸着方式	活性炭、ゼオライト
	冷却凝縮方式	水冷、空冷
	希釈方式	空気、大気拡散
化学的方法	薬液吸着方式	
	酸化吸収法	気相酸化剤（オゾン、塩素等） 液相酸化剤（次亜塩素酸ナトリウム、過マンガン酸カリウム、過酸化水素酸）
	酸・アルカリ吸収法	酸（硫酸、塩酸等） アルカリ（水酸化ナトリウム、石灰等）
	化学吸着方式	イオン交換樹脂、塩基性ガス 吸着剤（スルホン化炭、酸添着炭） 酸性ガス吸着剤（水酸化鉄、塩化鉄、塩基添着炭）
	燃焼方式	直接燃焼法、触媒酸化法
	中和剤による方式	マスキング剤、中和剤（植物精油）
	生物学的的方法	
生物学的的方法	土壌脱臭方式	ソイルフィルター
	活性汚泥方式	活性汚泥
	微生物製剤	

（出典：環境省「臭気指数規制ガイドライン」）

8 環境保全資金の融資制度について

県では、環境保全のための施設・環境保全資金にお困りの中小企業の方々には石川県環境保全資金融資制度、また、畜産経営者には畜産経営環境調和推進資金等を設けています。

これらの制度についての詳しい内容は、以下へお問い合わせください。

石川県環境保全資金融資制度	石川県生活環境部環境政策課
畜産経営環境調和推進資金	株式会社日本政策金融公庫

9 その他

ヒトの嗅覚に基づいた6段階臭気強度表示法は、表－6のとおりです。

表－6 6段階臭気強度表示法

臭気強度	内 容
0	無臭
1	やっと感知できるにおい（検知閾値濃度）
2	何のにおいであるかがわかる弱いにおい（認知閾値濃度）
3	らくに感知できるにおい
4	強いにおい
5	強烈なにおい

悪臭規制についてのご質問は、各市町環境担当課までお問い合わせ下さい。
（法のほか、市町の条例によって、規制している場合があります。）

このしおりに関する問い合わせ先

石川県生活環境部環境政策課 〒920 - 8580 金沢市鞍月1丁目1番地
環境管理グループ TEL 076 - 225 - 1463（直通） FAX 076 - 225 - 1466
E-mail: e170100@pref.ishikawa.lg.jp

(<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kankyo/kankeihourei/index.html#souon>)

